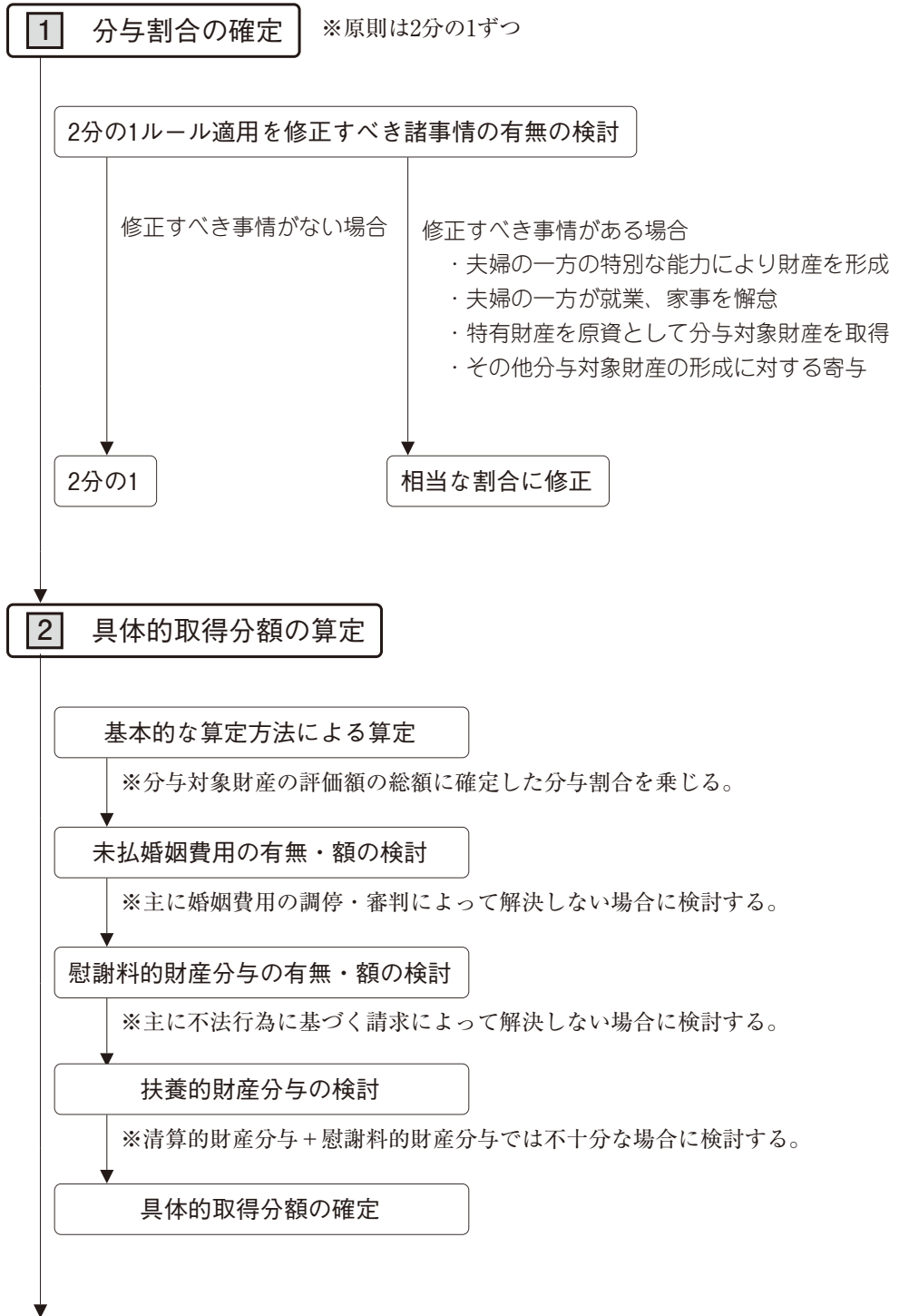
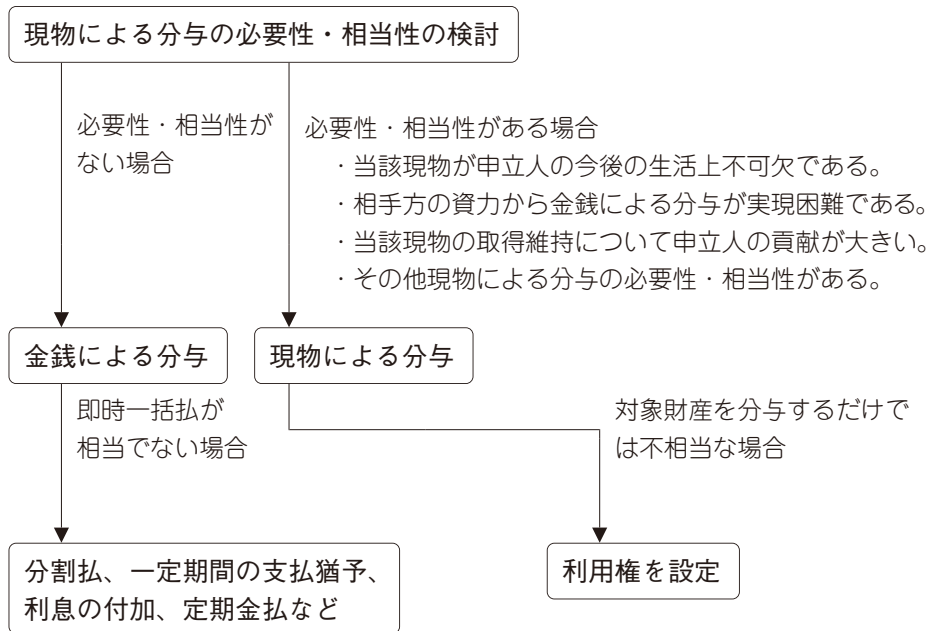


<フローチャート～取得分額の算定と分与方法の決定>



3 具体的分与方法の決定

※金銭による即時一括払が原則的分与方法



1 分与割合の確定

- (1) 分与割合の基準
- (2) 2分の1ルール適用を修正すべき諸事情の有無の検討

(1) 分与割合の基準

分与対象財産は、どのような割合で当事者に分配されるべきでしょうか。

この点に関する基本的な考え方については、寄与度説と平等説との対立があります。寄与度説は、具体的事案ごとに、夫婦それぞれが財産形成に寄与した内容を検討し、その具体的寄与度を評価して分与割合を決すべきだと考えます。これに対し、平等説は、夫婦の共同生活は両性の本質的平等を基礎として成立するものであることから、財産形成に対する寄与度が経済的に同じではなくても、法的には同等の評価をすべきであり、分与割合は常に平等となると考えます。

実務では、寄与度説に立つ判例が圧倒的に多いとされています（山本拓「清算的財産分与に関する実務上の諸問題」家月62巻3号29頁（2010）等）。

寄与度説に立ったとしても、具体的な分配割合の認定の場面では、事実上寄与度を均等と推定する傾向が強まっており、現在の実務では、特段の事情がない限り2分の1ずつ分与するのが原則であるといつてよいでしょう。この原則を以下では「2分の1ルール」といいます。

このルールが原則化した背景には、主に妻が専業主婦である専業主婦型の事案において、家事労働が過小評価されてきたことに対する批判が受け入れられるようになってきたことや、勤労活動と家事労働、あるいは勤労活動と精神的寄与といった、性質が異なる貢献同士を比較することや評価することが困難であることなどがあります。また、法制審議会が平成8年2月26日に総会決定した「民法の一部を改正する法律案要綱」が、「各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする」としたことも、大きく影響したようです。

このように、分与対象財産は、原則として2分の1ずつ分配され（2分の1ルール）、当事者の一方の寄与が大きいと認められるべき特段の事情があれば、その寄与度に応じて修正されることとなる、というのが一般的であると考えられます。したがって、実

務上は、この考え方に従って事案を処理するのがよいでしょう。

(2) 2分の1ルール適用を修正すべき諸事情の有無の検討 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

◆修正すべき諸事情

では、2分の1ルールはどのような場合に修正されるべきでしょうか。

2分の1ルールを修正すべき特段の事情としては、例えば、夫婦の一方の特別の努力や能力によって高額な資産が形成された場合や、不動産等的高額な財産を取得する際に夫婦の一方が原資の一部として多額の特有財産を出資した場合、夫婦の一方が勤労・家事労働を引き受けて他方がこれを行わなかった場合などが考えられます。

夫婦の一方の特別の努力や能力によって高額な資産が形成された場合の例として、福岡高裁昭和44年12月24日判決(判時595・69)があります。同判決では、夫が病院経営者であって婚姻後に多額の財産が形成された事案について、財産分与の額は2分の1を原則とすべきとする妻の主張に対し、原則論としては2分の1ルールを是認しつつ、この事案については財産を取得したのは夫の手腕、能力によるところが大きいなどとして、2分の1を基準とすることは妥当性を欠くと判断されました。分与額については、婚姻継続期間、離婚に至った経緯、妻の年齢、双方の財産状態、妻の医業への協力の程度、子の扶養関係等諸般の事情を考慮して金2,000万円が相当であるとされました。認定された夫個人の財産額は約1億円ですが、当時としては高額な財産分与が命じられた事例として注目されました(判タ244・142)。

次に、居住用不動産については、住宅ローンを組んで家計費から返済していることが多いですが、頭金については、夫婦の一方がその特有財産からこれを支払うことも少なくなく、このような頭金の存在は寄与度として考慮すべきでしょう(東京家庭裁判所家事第6部『東京家庭裁判所における人事訴訟の審理の実情〔第3版〕』28頁(判例タイムズ社、2012))。夫婦の一方の親などが、夫婦が分与対象財産を取得する際に、夫婦の一方に対して多額の贈与をした場合も、夫婦の一方が自己の特有財産を出資した場合と同様に考えられます。

また、夫婦双方が、作家、画家として活動し、各自が自らの収入、預貯金を管理し、それぞれが必要な時に夫婦の生活費用を支出するという生活形態をとってきた中で、妻は約18年間専ら家事労働に従事してきた等の事実が認められるケースの分与割合について、原則的に平等であると解すべきとしながら、本件の事情のもとではこれを修正して、妻の分与割合を6、夫を4とした審判例もあります(東京家審平6・5・31家月47・5・52)。

そのほか、夫婦の一方が他方に無断で多額の浪費をした場合などが考えられます。以上は例示ですので、2分の1ルールを修正すべき特段の事情はこれらに限られず、事案に応じて特段の事情の有無を検討する必要があります。

アドバイス

○2分の1ルールを修正すべき諸事情の主張

居住用不動産購入時に、夫婦の一方がその特有財産から購入代金の頭金を支払った場合のように、特定の財産に関する事情は、その寄与を整理して主張することは比較的容易です。

他方、夫婦の一方の特別の努力や能力によって高額な資産が形成された場合や夫婦の一方が勤労・家事労働を引き受けて他方がこれを行わなかった場合など、その寄与の対象が特定の財産のみに限られない事情については、主張に当たってもわかりやすく伝える工夫が望まれます。例えば、時系列の婚姻生活史表を作成し、分与対象財産の形成経過及び寄与・貢献の経過を一覧できるようにすることも有効です（東京家庭裁判所家事第6部・前掲28頁）。

◆諸事情の評価

寄与度説に基づく2分の1ルールの適用・修正に当たっては、家庭生活における夫婦双方の行為を総合的に、かつ相対的に評価します（天津千明『離婚給付に関する実証的研究』136頁（日本評論社、1990）、山本・前掲30頁）。

つまり、収入割合や家事労働だけを切り離して取り上げるべきではなく、夫婦双方の貢献を総合的に評価すべきです。したがって、共稼ぎ型の夫婦で収入に差がある場合でも、直ちに寄与度の差となるものではありません。また、夫婦の一方の家事労働を、他方配偶者の職業活動と計数的に同等に評価するべきではありません。

また、夫婦の一方の行為のみを絶対的に評価するべきではなく、双方の行為を相対的に評価すべきです。したがって、例えば専業主婦の家事労働を女子労働者の平均賃金で評価してその余を夫の収入によるものとするように、夫婦の一方の貢献を実額的に認定し、それ以外は他方配偶者の貢献によるものだと認定することもできません。

そのため、夫婦の一方の特別の努力や能力によって高額な資産が形成された場合であっても、夫婦双方の行為を総合的、相対的に評価する場合は、その努力や能力の発揮が他方配偶者の有形・無形の貢献なしになされたことが明らかであるような場合を除いては、直ちに寄与度の差に帰結するものではありません（山本・前掲31頁）。

【参考書式15】 財産分与契約書

財産分与契約書

第1条 甲は、乙に対し、財産分与として金〇〇〇〇円の支払義務があることを認める。

第2条 甲は、前条の金員を平成〇年〇月〇日限り、〇〇銀行〇〇支店の乙名義の口座(普通〇〇〇〇〇〇〇〇)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第3条 甲及び乙は、本件に関し、甲と乙の間には、本契約書に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自1通ずつ保有する。

平成〇年〇月〇日

甲：

乙：